

## 県民と知事の意見交換会実施要領

### 1 目的

この要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する県民と知事の意見交換会（以下「意見交換会」という。）の開催に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 実施方式

意見交換会は、次に掲げる方式により実施するものとする。

#### (1) 現場訪問方式

知事との対話を希望する団体を知事が訪問し、意見交換、活動内容の視察等を行う方式をいう。

#### (2) 会場開催方式

県が定める会場において、来場者が知事と意見交換を行う方式をいう。

### 3 実施回数等

	実施方式	
	現場訪問方式	会場開催方式
実施回数	年 5 回程度	年 3 回程度
開催場所	団体の活動場所等	県が定める会場
意見交換の時間	1 時間程度	1 時間から 2 時間程度
参加者	公募により選定した団体	会場来場者。ただし、会場での抽選等により対象者を選定する場合がある。

### 4 現場訪問方式の会場確保及び費用負担

#### (1) 会場確保

意見交換会で使用する会場は、参加団体が確保するものとする。

#### (2) 費用負担

(1)の会場の確保に係る費用、光熱水費その他の会場運営に要する費用は、参加団体が負担するものとする。

### 5 運営

#### (1) 県出席者

意見交換会には、知事及び政策企画部総合政策課職員のほか、必要に応じて関係部局の職員等が出席するものとする。

## (2) 意見交換会の公開

意見交換会は、公開により特段の支障が生ずるおそれがある場合を除き、公開とするものとする。

## (3) 開催概要の公開

意見交換会の開催概要等は、県公式ウェブサイト等で情報発信するほか、必要に応じて県広報媒体等に掲載するものとする。

## 6 意見交換会の対象としない事項

次のいずれかに該当する事項は、意見交換会の対象としない。

- (1) 特定の個人若しくは団体等に対する利益の提供若しくは営利を目的とした宣伝又は特定の個人若しくは団体等への誹謗中傷を内容とするもの。
- (2) 政治・宗教的活動を目的とするもの。
- (3) 秋田県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が関与するもの。
- (4) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあるもの。
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、意見交換会の趣旨に照らし、対象とすることが適当ではないと知事が判断するもの。

## 7 意見交換会の中止及び延期

- (1) 知事は、災害の発生その他やむを得ない事情により、意見交換会の開催が困難であると認める場合は、意見交換会を中止し、又は延期することができる。
- (2) (1)の規定により意見交換会を中止し、又は延期したことにより生じた損害等について、県はその責を負わないものとする。

## 8 個人情報の取扱い

県は、意見交換会の実施に際して取得した個人情報は、意見交換会の開催及び運営に係る事務の範囲内においてのみ利用するものとする。

## 9 その他

この要領に定めるもののほか、意見交換会の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和8年5月7日から施行する。